

「未利用口座管理手数料」のご案内

1. 未利用口座とは

(1) 該当する預金口座

2年以上、一度も預入れまたは払戻しがない普通預金および貯蓄預金口座

※該当口座のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。

※総合口座、スマホ専用普通預金、インターネット支店用普通預金を含みます。

※盗難・紛失等により、ご利用が停止されている口座も対象となりますので、ご注意ください。

(2) 対象外となる場合

- ① 該当口座の残高が1万円以上の場合
- ② 当金庫（本支店を含む）で、他に金融資産（定期性預金、投資信託、外貨預金等）がある場合
- ③ 当金庫でお借入がある場合（カードローン契約があり、ご利用がない場合も含みます）
- ④ 個人のお客さまで18歳未満の方の口座
- ⑤ 当金庫の出資会員で配当金入金口座に指定されている口座
- ⑥ この預金において、当金庫に対し死亡届の届出がされている口座

2. 未利用口座管理手数料

年間1,320円（消費税込）

3. 該当口座の解約について

- (1) 未利用口座管理手数料の引落しの際、口座残高が同手数料以下の場合、口座残高を同手数料として引落したうえで、該当口座を解約いたします。
- (2) 引落した「未利用口座管理手数料」のご返却、および解約となった口座の再利用は応じかねますので、予めご了承ください。

「未利用口座管理手数料」につきましては、その管理に要している最低限のコストをご負担いただくことで、口座をご利用いただいているお客さまへのサービスの維持・向上を図ることを目的として導入しています。

また、今後ご利用の予定のない口座については、不正利用防止の観点から、解約をお願いいたします。

(次のページも必ずご確認ください)

未利用口座管理手数料に関するQ&A



Q1 現在、利用している普通預金口座は対象になりますか？

A1 令和4年4月1日以降は、新規開設口座に加えて、現在利用されている普通預金および貯蓄預金口座も対象となります。

Q2 未利用口座管理手数料が引落とされる口座は、どのような口座ですか？

A2 2年以上、一度も「お預入れまたは払戻し」がない普通預金および貯蓄預金を対象としてお取扱いします。

※詳しくは、前ページの『未利用口座管理手数料』のご案内を参照ください。

Q3 口座残高が、未利用口座管理手数料（年間1,320円）以下の場合はどうなりますか？

A3 口座残高を未利用口座管理手数料として引落したうえで、該当口座を解約させていただきます。

Q4 口座残高が「0円」の場合はどうなりますか？

A4 当該口座は、解約させていただきます。

Q5 未利用口座に該当した場合、案内はありますか？

A5 初めてお客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、お届けのご住所に「ご案内」を郵送させていただきます。

「ご案内」の郵送から3か月経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。

※「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも通常到達したものとみなします。

～未利用口座の取扱いについて変更がある場合は、店頭等でお知らせします～
詳しくは、お取引店へお問い合わせください。

